

児童館及び放課後児童健全育成事業に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な利用者 処遇の確保	利用者の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、利用者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・保健福祉センター等）との連絡調整が図られているか。
1 利用者処遇の充 実	<p>(1) 開所時間及び日数が適切に設けられているか。また、事業内容や事業の実施頻度が適切であるか。</p> <p>(2) 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いを行っていないか。また、障害のある子どもの受入れに可能な限り努めているか。</p> <p>(3) 児童館ガイドラインを踏まえ、児童館の機能・役割を把握し、適切な支援が行われているか。</p> <p>ア 子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図っているか。</p> <p>イ 子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援しているか。</p> <p>ウ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応しているか。</p> <p>エ 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域の子育て家庭を支援しているか。</p> <p>オ 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担っているか。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業においては、放課後児童クラブ運営指針に規定される育成支援の基本に関する事項を踏まえ、各事業所の実情に応じて適切な支援が行われているか。</p> <p>ア 主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っているか。</p> <p>イ 保護者に事業所における子どもの様子を日常的に伝え、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援しているか。</p> <p>ウ 職員及び事業所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</p> <p>エ 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に育成支援の内容を適切に説明するよう努めているか。</p> <p>(5) 児童の状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>(6) 事故防止のための指針の整備等、事故発生の予防及び発生時の対応についての措置を講じているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(8) 衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>(9) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制を確保し、事前教育・訓練を行うなど、安全対策を講じているか。</p> <p>(10) 保護者との連携に積極的に努めているか。また、児童や保護者からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(11) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(12) 利用者アンケート等を行い、利用者の意見を事業に取り入れているか。</p> <p>(13) 個人情報を適正に管理しているか。また、職員に対し、業務上知り得た個人情報を漏らさないよう措置を講じているか。</p> <p>(14) 地域の児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関との連携が図られているか。</p>
2 利用者の生活環境等の確保	<p>事業所設備等の生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>(1) 児童が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>(2) 育成室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>(3) 育成室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は、適切になされているか。</p>
第2 事業所運営の適正実施の確保	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。また、委託料等を財源に運営する事業所の経理事務は、適切に事務処理され、委託料等が適正に使われているか。</p>
1 事業所の運営管理体制の確立	<p>(1) 必要な諸規程は、整備されているか。当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(2) 事業所運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(3) 放課後児童支援員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(4) 事業所の職員は、専ら当該事業所の職務に従事しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(6) 事業所設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(7) 会計経理が適切に行われているか。</p> <p>ア 補助金等の請求事務が適正に行われているか。</p> <p>イ 利用者負担金（おやつ代、傷害保険料、諸費等）が適正な額となっているか。</p> <p>ウ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。</p> <p>エ 支出内容に不適切なものはないか。</p> <p>オ 会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(8) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>
2 必要な職員の確保と職員待遇の充実	<p>(1) 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>ア 職員の労働時間を適正に把握・管理しているか。</p> <p>イ 労働日数・労働時間数を賃金支払の都度、賃金台帳に記入しているか。</p> <p>ウ 給与や各種手当について給与規程等で規定し、適正に支払っているか。</p> <p>エ 職員の賃金は京都府最低賃金額以上で計算し、支給しているか。</p> <p>オ 労働基準法等関係法規にかかる協定や規則、書類等を整備しているか。</p> <p>(2) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上の推進に努めているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>(1) 消防法令に基づく屋内消火栓、非常通報装置、防炎カーテン等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>(2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され点検されているか。</p> <p>(3) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>(4) 消火訓練及び避難訓練は、消防計画を作成のうえ、少なくとも年に2回以上（児童館は毎月1回以上）適切に実施されているか。</p> <p>(5) 防犯について配慮されているか。</p> <p>(6) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設については、避難確保計</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	画が作成され、同計画に基づき1年に1回以上訓練が実施されているか。また同計画及び同計画に基づく訓練の実施結果が本市に報告されているか。